

まえがき

平成30年度の税制改正関連法は、内閣提出の原案どおり3月28日に成立し、4月1日に施行となりました。

その内容を個別に見ていくと、働き方の多様化を踏まえた見直しとして給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替、事業承継税制の特例（10年間）の創設、小規模宅地特例の見直し、賃上げ・生産性向上のための税制措置として所得拡大促進税制の改組、情報連携投資等の促進に係る税制の創設、また、税務手続きの電子化等の推進として年末調整手続きの電子化や大法人の電子申告の義務化、新たな税金として国際観光旅客税の創設、などの改正が行われています。

この小冊子では、項目ごとの具体的な改正点と解説を掲載しています。平成30年度税制改正の全体像の理解とポイントを押さえる上でのツールとして皆様にご活用いただき、お役立ていただければ幸いです。

平成30年4月

凡 例

所法	所得税法	消法	消費税法
法法	法人税法	措法	租税特別措置法
地法法	地方法人税法	地法	地方税法
相法	相続税法		
改正法	所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）		

もくじ

1	個人所得課税 ～基礎控除の引上げ、給与所得控除の見直し、公的年金等控除の見直し等～	1
	コラム ～ビットコイン・NEM等の仮想通貨の所得区分～	5
2	資産課税 ～事業承継税制の見直し、小規模宅地の特例の見直し等～	7
3	法人課税 ～賃上げ・生産性向上のための税制措置、情報連携投資等の促進に係る税制の創設等～	14
4	納税環境整備 ～年末調整手続きの電子化、大法人の電子申告の義務化～	23
5	その他の主な改正項目 ～金融・証券税制、土地・住宅関連、消費課税等～	25
	付録 ～主な平成30年度改正早見表～	31